

○岡山市私立保育所特別運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所の安定した運営を確保し、入所児童の処遇の維持向上を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「公定価格」という。）の水準を超えて、特定教育・保育に要する経費を負担する私立保育所に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所」とは、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた同法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本事業 第5条第1号に定める経費支出内容に関して、公定価格の水準を超えて特定教育・保育を実施する事業
- (2) 乳児保育促進事業 安定的な乳児保育を実施するため、公定価格の基本分単価に含まれる保育士の配置基準を超えて、乳児保育に従事する保育士を年度当初から配置し、年度途中入所の需要に対応する事業

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、私立保育所を設置するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としな

い。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの
(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条各号の事業区分に応じて次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本事業 公定価格の水準を超えて施設が負担する特定教育・保育の提供に係る経常活動による支出経費のうち、人件費（役員報酬及び退職金を除く。）、事務費（福利厚生費のうち職員の親睦旅行等に要する経費を除く。）、事業費

(2) 乳児保育促進事業 乳児保育に従事する保育士の配置に係る人件費（給与、手当、法定福利費相当額）又は人材派遣に係る委託経費（人材派遣業者等に支払う仲介手数料を除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第3条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じて、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 基本事業（第3条第1号） 第5条第1号に掲げる経費のうち、福利厚生費（所定福利費）に相当する経費は、補助対象経費の15パーセント以内とする。

(2) 乳児保育促進事業（第3条第2号）

ア 4月から6月の各月について、公定価格の基本分単価に含まれる保育士及び他の補助事業等の対象となる保育士以外に1名以上乳児保育に従事する保育士を配置すること。

イ 市が実施する利用調整に対応可能とするため、乳児の年度途中入所に対してあ

らかじめ計画的に入所枠を用意していること。

ウ 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が6人以上減少していること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、規則及びこの要綱に規定する条項の適用を受けることについて同意をした上で、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 年間入所児童数計画書(様式第1号)
- (2) 乳児保育促進事業計画書(様式第2号)
- (3) 特別運営費補助事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 市税を滞納していないことを証明する書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条ただし書きの規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して10日以内に、規則第16条第1項に規定する補助事業等実績報告書に特別運営費補助事業収支決算書(様式第4号)を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の交付時期)

第11条 規則第19条第1項ただし書きの規定により、補助事業の完了前に概算払いの方法により交付できるものとする。

2 前項の規定による概算払いは、第8条第1項第1号に規定する年間入所児童数計画書に基づき決定した内容に従い、補助事業者の請求により交付することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

基準額は、第3条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、次の各号により算定された額の合計額とする。

（1）基本事業（1施設当たり）

	補助年齢区分	児童1名当たりの基準額（月額）
支援法第19条に定める 2・3号認定子ども （岡山市以外が入所の承諾 を行った子どもを除く。）	0歳児	9,610円
	1・2歳児	6,740円
	3歳以上児	4,810円

注1 私立保育所の土地及び建物について岡山市から無償貸与されている施設については、上記表により算定された合計額に100分の85を乗じて得た額（この額に10円の未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（2）乳児保育促進事業

1施設当たり 588,000円（年額）

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

岡 山 市 長 様

年度 年間入所児童数計画書

認定区分	補助年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間児童数計
2・3号 認定子ども	0歳児													
	1・2歳児													
	3歳以上児													
合計入所児童数														

※園児数は、申請日現在の入所児童計画数又は申請日を含む月までの入所児童実績数を記載すること

住 所

法人・施設名

代 表 者

岡 山 市 長 様

年度 乳児保育促進事業計画書

住 所
法人・施設名
代 表 者

岡山市私立保育所特別運営費補助金交付要綱第3条第2号に定める乳児保育促進事業に関して、下記のとおり第7条第2号の要件に係る施設及び乳児の入所計画状況を報告します。

記

1 施設等の状況

施設名	利用定員	乳児の年度途中入所枠
		有 ・ 無

※「利用定員」は申請年度初日現在で記載すること。

※「乳児の年度途中入所枠」欄は有無に○を付すること。

2 入所児童等の状況

乳児入所数	前年度3月	当年度4月	5月以降受入見込乳児
			有 ・ 無

3 補助対象保育士について

公定価格の基本分単価に含まれる保育士及び他の補助事業等の対象となる保育士以外に乳児の途中入所の需要等に対応するために配置されている保育士について、月ごとに記載すること。

補助対象保育士名	4月	5月	6月

様式第3号（第8条関係）

年度 特別運営費補助事業収支予算書

収入 (単位 円)

科目	金額	説明
補助金収入		特別運営費補助金
その他収入		
合計		

支出 (単位 円)

科目	金額	説明
人件費	職員給与	
	職員賞与	
	非常勤職員給与	
	法定福利費	
事務費	福利厚生費	
	職員被服費	
	旅費交通費	
	通信運搬費	
	諸会費	
	雑費	
	渉外費	
	事務消耗品費	
	広報費	
	会議費	
	水道光熱費	
	修繕費	
	賃借料	
	保守料	
業務委託費		
研修研究費		
事業費	介護用品費	
	医薬品費	
	診療・療養等材料費	
	消耗器具備品費	
	給食費	
合計		

年 月 日

住 所
法人・施設名
代 表 者

様式第4号（第10条関係）

年度 特別運営費補助事業収支決算書

収入 (単位 円)

科目	金額	説明
補助金収入		特別運営費補助金
その他収入		
合計		

支出 (単位 円)

	科目	金額	説明
人件費	職員給与		
	職員賞与		
	非常勤職員給与		
	法定福利費		
事務費	福利厚生費		
	職員被服費		
	旅費交通費		
	通信運搬費		
	諸会費		
	雑費		
	渉外費		
	事務消耗品費		
	広報費		
	会議費		
	水道光熱費		
	修繕費		
	賃借料		
	保守料		
	業務委託費		
研修研究費			
事業費	介護用品費		
	医薬品費		
	診療・療養等材料費		
	消耗器具備品費		
	給食費		
合計			

年 月 日

住 所
法人・施設名
代 表 者